

徳島県がん対策連絡会議設置要綱

(目的)

第一条 徳島県がん対策推進計画に基づき、本県におけるがん対策を実効あるものとして総合的に推進するにあたり、関係者からの提言をがん対策に反映させるため、徳島県がん対策連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

(掌握事項)

第二条 会議は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 徳島県がん対策推進計画に掲げる施策の推進に関すること
- (2) その他本県のがん対策の推進に関して必要と認められること

(組織)

第三条 連絡会議の委員は、健康対策審議会生活習慣病部会の委員、がん患者及びその家族又は遺族を代表する者、保健医療福祉関係者、学識経験者、関係行政機関の職員等で構成する。

(委員の任期)

第四条 連絡会議の委員の任期は、2年とする。

- 2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(会長)

第五条 連絡会議に、会長を置き、会長には、健康対策審議会生活習慣病部会の部会長をもってこれにあてることとする。

- 2 会長は、会務を総理し、この会議を代表する。
- 3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときには、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第六条 連絡会議は、必要のつど会長が招集する。

- 2 会長は、必要に応じ、会議にがん対策に関係のある者の出席を求めることができる。

(庶務)

第七条 連絡会議の庶務は、徳島県健康寿命推進課において処理する。

(補則)

第八条 この要綱に定めるもののほか、連絡会議の運営に必要な事項は、会長が定める。

附則

この要綱は、平成20年12月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和5年6月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。